資料10

川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例<br>平成24年12月14日条例第84号 | ○川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例<br>平成24年12月14日条例第84号 |
| 第２章　介護予防認知症対応型通所介護<br>第２節　人員及び設備に関する基準<br>第２款　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 | 第２章　介護予防認知症対応型通所介護<br>第２節　人員及び設備に関する基準<br>第２款　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 |
| （利用定員等）<br>第10条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第20項又は法第８条の２第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに１日当たり３人以下とする。 | （利用定員等）<br>第10条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第19項又は法第８条の２第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに１日当たり３人以下とする。 |
| ２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第６項において同じ。）の運営（第46条第７項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。 | ２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第６項において同じ。）の運営（第46条第７項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。 |
| （地域との連携等） | （地域との連携等） |
| 第41条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される会議（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 | （新設） |
| ２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 | |
| ３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図らなければならない。 | 第41条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図らなければならない。 |
| ４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 | ２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 |
| ５　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。 | （新設） |
| （記録の整備）<br>第42条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 | **（記録の整備）**<br>第42条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 | 2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 |
| （１）　第44条第２号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画 | （１）　第44条第２号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画 |
| （２）　第22条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容 | （２）　第22条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容 |
| （３）　第24条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 | （３）　第24条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |
| （４）　第26条の規定による市への通知に係る記録 | （４）　第26条の規定による市への通知に係る記録 |
| （５）　第38条第２項の規定による苦情の内容等の記録 | （５）　第38条第２項の規定による苦情の内容等の記録 |
| （６）　第39条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | （６）　第39条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |
| （７）　前条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 | （新設） |
| 第３章　介護予防小規模多機能型居宅介護 | 第３章　介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| （地域との連携等）　削除 | （地域との連携等） |
| 第64条　削除 | 第64条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 |
| 2　削除 | 2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 |
| 3　削除 | 3　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図らなければならない。 |
| 4　削除 | 4　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 |
| 5　削除 | 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。 |
| （記録の整備） | （記録の整備） |
| 第 66 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 | 第 66 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 |
| 2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 | 2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 |
| （１）指定介護予防サービス等の利用に係る計画 | （１）指定介護予防サービス等の利用に係る計画 |
| （２）第 69 条第３号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画 | （２）第 69 条第３号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画 |
| （３）次条において準用する第 22 条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 | （３）次条において準用する第 22 条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 |
| （４）第 55 条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 | （４）第 55 条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |
| （５）次条において準用する第 26 条の規定による市への通知に係る記録 | （５）次条において準用する第 26 条の規定による市への通知に係る記録 |
| （６）次条において準用する第 38 条第２項の規定による苦情の内容等の記録 | （６）次条において準用する第 38 条第２項の規定による苦情の内容等の記録 |
| （７）次条において準用する第 39 条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 | （７）次条において準用する第 39 条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 録 | 録 |
| （８）次条において準用する第41条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 | （８）第64条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 |
| （準用） | （準用） |
| 第67条　第12条から第16条まで、第22条、第25条、第26条、第28条、第30条、第33条から第38条まで、第39条（第４項を除く。）から第41条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第１項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第28条第２項中「この節」とあるのは「第３章第４節」と、第30条第３項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第41条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。 | 第67条　第12条から第16条まで、第22条、第25条、第26条、第28条、第30条、第33条から第38条まで、第39条（第４項を除く。）及び第40条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第１項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第28条第２項中「この節」とあるのは「第３章第４節」と、第30条第３項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。 |
| 第４章　介護予防認知症対応型共同生活介護 | 第４章　介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| （記録の整備） | （記録の整備） |
| 第87条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 | 第87条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 |
| ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 | ２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 |
| （１）第90条第２号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画 | （１）第90条第２号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画 |
| （２）第78条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 | （２）第78条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 |
| （３）第80条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 | （３）第80条第２項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |
| （４）次条において準用する第26条の規定による市への通知に係る記録 | （４）次条において準用する第26条の規定による市への通知に係る記録 |
| （５）次条において準用する第38条第２項の規定による苦情の内容等の記録 | （５）次条において準用する第38条第２項の規定による苦情の内容等の記録 |
| （６）次条において準用する第39条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | （６）次条において準用する第39条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |
| （７）次条において準用する第41条第２項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 | （７）次条において準用する第64条第２項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 |
| （準用） | （準用） |
| 第88条　第12条、第13条、第15条、第16条、第25条、第26条、第28条、第33条から第36条まで、第38条、第39条（第４項を除く。）から第41条まで、第58条、第61条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第１項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第６条第１項又は第９条第１項の従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者」と、第28条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第41条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 | 第88条　第12条、第13条、第15条、第16条、第25条、第26条、第28条、第33条から第36条まで、第38条、第39条（第４項を除く。）、第40条、第58条、第61条、第63条及び第64条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第１項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第６条第１項又は第９条第１項の従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者」と、第28条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第64条第１項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。 |